

# カンボディア森林分野人材育成計画

## 短期調査・実施協議調査

# 報 告 書

平成14年3月

国際協力事業団  
森林・自然環境協力部

## 序 文

日本国政府は、カンボディア国政府からの技術協力の要請に基づき、同国の森林分野人材育成にかかる短期調査を実施することを決定しました。

これを受け、国際協力事業団は、平成 13 年 1 月から平成 14 年 1 月にかけて 4 回の短期調査員を現地に派遣し、関連情報を収集するとともに協力の枠組みについてカンボディア国関係者と協議を行い、調査結果をプロジェクトドキュメントに取りまとめました。

この報告書が本計画の今後の推進に役立つとともに、この技術協力事業が両国の友好・親善の一層の発展に寄与することを期待いたします。

終わりに、本調査に対してご協力とご支援を賜りました両国関係者の皆様に、心より感謝の意を表します。

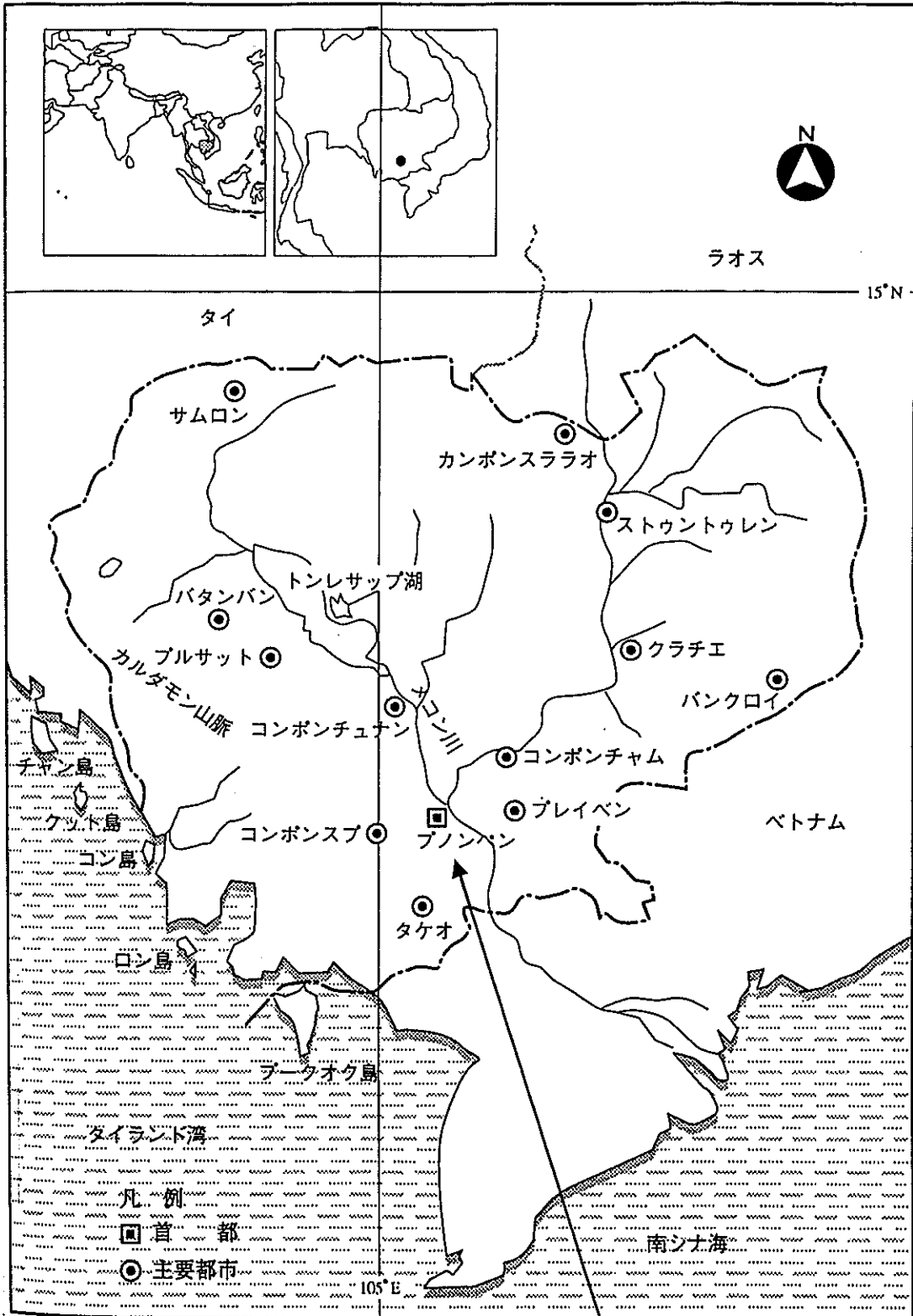
平成 14 年 3 月

国際協力事業団

理事 鈴木信毅

# プロジェクト位置図

## カンボジア



プロジェクト実施場所

# 目 次

序文

プロジェクトの位置図

第1章 要請の背景	1
第2章 当初要請の内容及び基礎調査	1
2.1 要請の内容	1
2.2 基礎調査	2
第3章 案件採択の理由	2
第4章 調査・協議、関連専門家派遣の経過	3
第5章 調査・協議の内容	4
5.1 第一回短期調査	4
5.1.1 調査の概要	4
(1) 調査実施の経緯と目的	4
(2) 調査団員	5
(3) 調査日程	5
(4) 調査項目	5
5.1.2 調査結果	6
5.1.3 特記事項	9
5.2 第二回短期調査	10
5.2.1 調査の概要	10
(1) 調査実施の経緯と目的	10
(2) 調査団員	11
(3) 調査日程	11
(4) 調査項目	11
5.2.2 調査結果	11
5.2.3 特記事項	14
5.3 第三回短期調査	14
5.3.1 調査の概要	14
(1) 調査実施の経緯と目的	14
(2) 調査団員	15
(3) 調査日程	15

(4) 調査項目	15
5.3.2 調査結果	15
5.4 短期調査（施設設計）	17
5.4.1 調査の概要	17
(1) 調査実施の経緯と目的	17
(2) 調査団員	18
(3) 調査日程	18
(4) 調査項目	18
5.4.2 調査結果	18
5.4.3 特記事項	19
5.5 実施協議	19
5.5.1 目的	19
5.5.2 協議結果	20

## 附属資料

1. 実施協議議事録（Record of Discussion）
2. 協議議事録（Minutes of Meeting）
3. プロジェクトドキュメント和訳
4. 短期調査（第二回）協議議事録
5. 事業事前評価表
6. プロジェクト立ち上げ時の検討事項
7. 短期調査（第一回）資料 - ワークショップの結果
8. 短期調査（第二回）資料 - プロジェクトの戦略
9. 短期調査（第三回）資料 - プロジェクトドキュメント要約
10. 日程表
11. 面会者リスト
12. 収集資料リスト
13. 施設図面（一部抜粋）
14. カンボディア植生図、森林面積

## 第1章 要請の背景

カンボディア王国（以下「カンボディア」）においては、木材等の森林資源が貴重な外貨獲得手段となっており、また、経済復興に向けての国内需要のためにも森林の重要性が認識されている。その一方で、1969年から97年にかけて260万haの森林が消失し、また現存する森林もその質の低下が問題となっている。1993年から97年の間には、森林消失率は約2倍になり、64万ha以上の森林が消失したとされている。これらの森林消失及び減退は、主に違法伐採、農業用の開墾、薪炭材収集によって引き起こされていると言われ、かかる現状を鑑み、カンボディア政府では森林保全・植林にかかる取り組みを各種ドナー（NGO含む）の協力のもと展開してきている。しかし現在の年間植林面積はわずか500haに過ぎない。植林を推進するための人的資源、適正技術の絶対的不足が背景にあり、カンボディア国独力での解決は極めて困難な状態である。

## 第2章 当初要請の内容及び基礎調査

### 2.1 要請の内容

本分野を担当しているカンボディア農林水産省森林野生生物局においては、植林、植林研究、訓練等の該当する知識・経験が不足しており、住民への啓蒙等も十分に実施できないことから、1999年4月に我が国に対し、森林回復を目的とした技術開発、モデル林の造林、林業訓練・普及の実施への取り組み等を目的とした技術協力を要請越した。

具体的な要請内容は以下のとおり。

（1）プロジェクトの目標・内容（プロジェクト目標、成果、活動、裨益対象等）

（上位目標：間接効果）

植林活動が全国に波及する事による森林資源の保全及びその適切な活用、また薪炭材の供給や農地保全効果による地域住民の生活レベルの向上

（プロジェクト目標：直接効果）

植林活動従事者（森林官、NGO等）を通じた適正技術の普及、住民参加による植林の増加

（成果）

植林適正技術の開発、植林活動従事者の技術レベルの向上、モデル地区での植林体制の確立

（活動内容）

植林推進のための基礎データの収集と情報提供、植林適正樹種の選定等の適正技術の開発、モデル地区での植林の推進、植林活動従事者に対する訓練

(2) 要請協力期間：5年間

## 2.2 基礎調査

この要請を受けて、2000年1月にカンボディア国林業開発協力に係る基礎調査を実施した。

基礎調査によると、当該国の造林等森林回復のための技術レベルはいまだ低く、また過去の内乱により優秀な技術者が大幅に減少し、人的資源が不足していると判断された。そのため、林業訓練による森林・林業関係機関スタッフおよび地元住民を対象とした人材育成が緊急かつ必須の課題であるとし、本分野の技術協力として、訓練分野での効果が高いと考えられた。

基礎調査団による森林野生生物局への提言は以下のとおりである。なお、詳細は「カンボディア王国林業開発協力基礎調査団報告書、2000年2月(自然計JR 00-024)」参照のこと。

プロジェクト内容：林業訓練プロジェクトの実施

プロジェクト活動：試験林設定等による技術開発、訓練、森林の展示

(なお、森林再生の基本技術として、訓練分野では造林、苗畑、コミュニティー・フォレストリーがあげられる。)

期間：効果的なプロジェクト実施のために、まずは準備フェイズ(2年間)の設定

プロジェクトサイト：ニューポンペン(首都ポンペン中心地より約10km)

施設：訓練建物(約3,200m<sup>2</sup>)、苗畑、樹木園

試験林の候補地：ポン・タマウ(首都ポンペンより約40km)等の森林野生生物局所有地

その他：特にプロジェクトサイト整備に際して100%の安全を確保する

## 第3章 案件採択の理由

カンボディアは、国民の84%が地方に暮らし、その40%が貧困層とされる。彼らは薪炭材採取や天然資源の利用など、生活の基盤を森林資源に大きく依存しており、森林の荒廃は貧困の度合いを大きくする。森林資源の回復は、直接、短期的に利益に結びつくものではないため、国家の事業として進めるべき性格である。しかし、カンボディア政府の直轄植林事業の実績は年間500~600haに留まっている。一方、カンボディアにおける実際の森林荒廃の進行率(約150,000ha/年)は政府の植林面積を大きく超えており、国の事業のみならず地域

住民の参加による持続型の森林管理を全国に普及させる必要に迫られている。地域住民による持続型の森林管理を進めるには、これら住民に対して知識を普及させる機会を設定することが求められる。

そのため、カンボディア政府は森林資源の回復を進めるに必要とされる種々の技術的支援を他機関に対して要望しており、一方、我が国では長年培われた苗畑技術や育林技術などは、この森林資源回復において十分に対応できるだけの技術であり、そのためカンボディアの要望に対して積極的に関わっていくことができる部分である。これらの点からも、本プロジェクト実施の妥当性は高いと言える。

なお、我が国は対カンボディア協力について、1999年2月に東京で開催されたカンボディア支援国会合（CG）では、カンボディアにおける兵員削減、森林保全、行政改革の必要性について確認し、カンボディア政府の自主的な取り組みを支援していくことを表明している。それを受け国際協力事業団は、2000～2003年を対象とするカンボディア国別事業実施計画を策定し、中でも森林を含む「自然資源管理」を中心課題のひとつとしてとらえ、積極的に支援することとしている。

#### 第4章 調査・協議、関連専門家派遣の経過

本事業開始にあたっての調査・協議及び関連専門家派遣の経過は以下のとおりであった。

派遣時期	内容
・1999年4月	カンボディア王国からの協力要請
・1999年4月	個別短期専門家（森林環境保護政策）派遣
・1999年6月	個別長期専門家（森林資源保全アドバイザー）派遣
・1999年11月	個別短期専門家（造林）派遣
・2000年1月	林業開発協力基礎調査
・2000年1月	個別短期専門家（造林）派遣
・2001年1月	第一回短期調査
・2001年5月	第二回短期調査
・2001年8月	第三回短期調査
・2001年11月	短期調査（施設設計）
・2001年11月7日	実施協議
・2001年12月16日	プロジェクト開始（2004年12月15日までの3年間）



## 第5章 調査・協議の内容

### 5.1 第一回短期調査

#### 5.1.1 調査の概要

##### (1) 調査実施の経緯と目的

カンボディア政府の要請を受けて、2000年1月に実施したカンボディア王国林業開発基礎調査において、カンボディアの森林・林業分野の協力の内容は、人材育成を行うことを目的とし、当初2年間で準備的なフェーズと位置づけた上で、訓練ニーズの調査ならびにカリキュラム、教材等の準備、ニーズの高い分野における訓練プログラムの実施が望ましいとの提言がなされた。また、訓練を実施する建物・設備等の整備及び関連の苗畑等の設置が必要となると予測され、これらも同フェーズに実施すべき事項としてあげられている。

一方で、カンボディアにおいては、世界銀行、GTZ、UNDP等の各種ドナーが森林分野における協力を展開しており、本分野において効果的・効率的な事業を展開するためには、主なドナーの意向確認及びカンボディア森林・林業分野の方向性を確認した上で、協力分野の重複を避け、各ドナーとの連携をも視野に入れた協力の方向性を確立する必要があると思われる。

そこで、上記事項を調査、確認するため、第一回短期調査を実施した。調査の方針は以下のとおりである。

##### 調査内容

第一回短期調査においては、カンボディア政府及び主なドナーにカンボディア森林・林業分野における協力の方向性・連携について確認するとともに、林業行政・研究機関の機能・能力・業務実態について詳細に分析し、人材開発・訓練ニーズの把握を行う。

##### 訓練センター

要請としてあげられている訓練センター等の施設の建設・整備については、協力の方向性、特に訓練の対象者、内容が定まらなければ、詳細を決定することも不能であることから、第一回短期調査においては特に調査しない。必要であれば、以降の短期調査での調査を実施するが、基本的には協力開始後の設計で可能と考える。

##### 実施協議

実施協議(R/D)については、2001年7月頃を目処に、JICA現地事務所長並びにカンボディア実施機関の代表により署名する。PDM(プロジェクトデザインマトリックス)及びプロジェクトドキュメントについては、R/D署名時にミニッツとして添付し、内容に

ついて双方で合意することとする。

## (2) 調査団員

担当分野	氏名	現職
協力計画	野口 伸一	国際協力事業団森林・自然環境協力部 森林環境協力課 職員
訓練ニーズ調査	出口 英伍	社団法人海外林業コンサルタンツ協会 嘱託
組織分析/ 計画分析	佐阪 剛	アイ・シー・ネット株式会社 コンサルティング部 シニアコンサルタント

## (3) 調査日程 (資料 10「日程表」参照)

全体日程：2001年1月8日(月)～2001年2月4日(日)

なお、各団員は調査内容に従って、以下の異なる日程で調査を実施した。

(協力計画：2001年1月8日(月)～2001年1月21日(日))

(訓練ニーズ調査：2001年1月8日(月)～2001年1月28日(日))

(組織分析/計画評価：2001年1月8日(月)～2001年2月4日(日))

## (4) 調査項目

第一回短期調査では、以下の内容を調査事項とした。

### 協力の方向性

・関係者意向聴取を行い、カンボディア森林・林業分野における方向性(保全/植林)について確認する。また、植林事業、森林保全、研究の実施主体及び対象地域等についても、政策上の力点があれば調査する。

### 各ドナー(NGO含む)との担当領域の明確化

- ・各ドナーの政策・方向性、担当範囲を明確化するとともに、当方の方向性を説明し、連携の可能性について情報を収集する。
- ・日本が協力を実施する分野・方向性・コンセプト(対象者、期間、規模、内容等)を、可能であればワークショップ・会議等を通じて合意形成する。
- ・また、各ドナーのカウンターパート機関として環境省等が実施している事業があるため、必要があれば環境省等関係機関担当者への聞き取りを実施する。

#### 森林野生生物局におけるニーズ

- ・森林野生生物局の各部署ごとに聞き取りを実施し、各部署の詳細な T/R を把握するとともに、期待される人材及び能力を調査分析する。

#### 各ドナー実施中の案件におけるニーズ

- ・項目 における調査に並行し、各ドナー実施中の案件を通して必要とされる人材及び能力を調査分析する。
- ・他ドナーが訓練等を実施している場合には、設備の貸し出しや講師のリソースとしての活用することも考えられるため、この視点についても調査を実施する。

#### 地方機関におけるニーズ

- ・森林野生生物局と事業の実施上関係を持つ各地方機関へ聞き取りを行い、T/R を把握するとともに、期待される人材及び能力を調査分析する。

#### 森林野生生物局各部署の機能能力分析

- ・森林野生生物局の T/R は普及（訓練）、研究（技術開発）、法整備等と多様であるが、それぞれの分野における機能及び実際の能力について予算規模、人員等の点から調査する（住民対象の普及能力、地方機関・関係機関との連携・影響力、技術開発・研究能力）。

#### 訓練センターの予算措置及び組織的位置づけ

- ・新規に訓練センター（仮称）を建設する場合、森林野生生物局のどの部署を C/P とするかを確認する。また、予算措置、人員配置予定等について確認する。

#### 訓練課の役割

- ・森林野生生物局には「訓練課」があり、この課の業務について把握するとともに、訓練プロジェクトを実施した場合の講師等のリソースについて確認する。

#### 予算の調査

- ・カンボディア国の組織の予算については、詳細が不明であるため、場合によっては、各ドナーの実施中案件の予算について調査を行い、その上で実状について検討する。

#### 森林・林業分野にかかる各種情報

- ・本分野概略については基礎調査等を通じてデータが蓄積されており、これ以外のデータについては整備中のものが多いことから、データが入手可能となった場合の更新のみを行う。

### 5.1.2 調査結果

#### (1) カンボディア政府の森林問題に対する意識

カンボディア政府職員は近年の同国の急激な森林減少に対して、大きな危機感を持っているが、具体的にどのような方策が望ましいのか、またどのような手順をとるべきなのか、判断が十分にできていない状況と考えられる。

#### (2) ドナーの支援状況

カンボディアに対するドナーの支援が本格的に開始されたのは、1998年11月に発足した新政権以降であり、そのため全ての分野において、ドナーの支援が行き渡っていない状況である。支援がない部分に関し、日本に対して早急なプロジェクト等の実施の希望がカンボディア政府及び多くのドナーから寄せられている。

なお日本が考えている訓練分野の技術協力については、他のドナーと重複する部分がほとんど見られないと判断される。

#### (3) 森林野生生物局の担当範囲

森林野生生物局は、カンボディア国農林水産省傘下の一局として位置づけられており、同国の森林行政を担当している。

森林野生生物局はカンボディアの森林の約69%を管轄し、残りの31%は保護地区として環境省が管轄している。そのため、同国の森林に関わる行政機関は、森林野生生物局と環境省に区分される。

#### (4) 中央と地方の森林行政

地方の森林管理は、農林水産省傘下の州農業局の森林事務所によって行われており、中央の森林野生生物局と局が異なる。森林野生生物局と地方森林事務所の間には、直接の指揮系統は存在しないことから、森林野生生物局スタッフが十分に地方森林事務所を監督できているとは言えないとの発言があった。

#### (5) 森林野生生物局スタッフの年齢構成

森林野生生物局の局長をはじめ局のスタッフは30歳代で占められている。40歳以上および20歳代のスタッフ数は少なく、極端に偏った年齢構成であった。

訓練を実施するプロジェクトが開始された際には、まず森林局内のスタッフへの訓練が想定されるが、この偏ったスタッフ構成でどこの部分にまず焦点を当てるべきか今後検討すべきである。

#### (6) プロジェクトC/P部署

本プロジェクトのカウンターパート部署として想定されるのは、普及や植林などを実施している林業普及課、共同体林業課、植林課、苗畑管理課を有する造林部(Reforestation Office)である。この部は、局内で最大の人員が登録されている。また協力部署として伐採権管理課(コンセッション課)を有する森林管理部(Forest Management Office)や、資源調査・伐採管理課を有する森林経営部が考えられる。

なお、人事・管理部の下に訓練課があり、名目上、スタッフに対して教育を実施する部署であるが、実働5名のスタッフしか配置せず、彼らも人材育成に関する十分な知識を持ち得ていない状況で、部署自体も機能しているとは言えない状況と判断されることから、本プロジェクトにおいては協力部署として関わるのが想定される。

#### (7) 不在になるスタッフに対する訓練

月収が安価であることから副職を持っているスタッフが多く、一部を除いて午後になると不在となる者が多い。カンボディア特有の労働状況を十分に考慮する必要がある。

#### (8) プロジェクトサイト

プノンペン中心部に位置する森林野生生物局本局では、プロジェクトの事務所等、実施場所を確保する十分な余地がない。本局からアクセスが容易なニュープノンペン地区局所有地が候補地としてあげられる。ただし、この土地の一部（全体7haの内の2ha部分）は、住民による返還申請のための裁判が続けられており、現在最高裁での係争中であることから、係争外の部分を対象としてプロジェクトを計画すべきである。なお、手狭になっている本局の一部部署がこのニュープノンペンに将来的に移動する構想もあり、施設建設の際にはその点も一考する必要がある。

#### (9) 訓練施設建設

訓練施設については、カンボディア政府の維持管理費の負担を大きくしないような内容で、プロジェクト基盤整備費等によって必要最低限のレベルで建設することが望ましい。なお、施設建設の㎡単価はUS\$200以上かかると報告されており、積算精度を高める必要がある。

#### (10) 実習地

実習地（林）について、プノンペンからのアクセスの点の他に、植生の状況（落葉樹や針葉樹等）などについても今後検討し、プロジェクト開始後に訓練内容に照らし合わせて選定する必要がある。また、訓練内容によっては、1つだけでなく2つ以上の実習地を設定することも考えられる。

#### (11) カンボディア政府による予算処置

国内のプロジェクト実施に係る予算確保において、カンボディア政府の予算の捻出が難しいことから、先行プロジェクト運営に係る経費の多くはドナー側から捻出されている。本プロジェクト開始後の施設の維持管理費についてはカンボディア側の予算を確保できるように、事前に交渉を進めていく必要がある。

#### (12) 訓練対象者

将来にわたる訓練対象グループは、森林野生生物局、地方森林職員、地域住民のリーダーという順で今回の調査（ワークショップ）で、共通の認識が得られたが、森林野生

生物局はさらにここに地方行政機関への訓練も希望している。

なお、保護地区を管轄している環境省に対しては、森林野生生物局との連携がほとんどなされていないことから、本プロジェクトの初期段階では対象としないという選択肢がある。ただし、将来的には農林水産省以外の政府関係機関に対する訓練実施も考慮する必要がある。

#### (13) 他ドナーの対応

カンボディアに支援している一部のドナーは、カウンターパートをプロジェクトに引き留めておく手段として、様々な名目でカウンターパートに人件費を補填している。他ドナーの人件費支払いの影響を最小限にするため、日本の協力はあくまでも技術支援であることを常に明確にしておく必要がある。

#### (14) 安全性

この約2年間、カンボディア地雷対策センター(CMAC)によって、国内の地雷設定場所の情報が綿密に収集されており、危険地区の区別が明確できるようになった。

#### (15) ワークショップ

プロジェクトの関係者、取り巻く問題点、組織分析を行う目的で、2001年1月15～16日、29～30日に2回のワークショップを森林野生生物局内で関係者を集めて開催した(参照:「第一回短期調査資料(資料7)」)。

### 5.1.3 特記事項

第一回短期調査から、第二回短期調査では以下の事項を調べることにした。

#### カウンターパートの確保の方法

森林野生生物局には、多くのドナーが支援を行っているため、局のスタッフが既に他ドナーのプロジェクトに携わっている場合が多い。本プロジェクトのカウンターパートをどの様に確保できるのか、必要な情報を収集する。

#### 協力期間について

協力期間は2年間が望ましいのか、それ以上の期間が必要となるのか必要な情報を収集する。

#### 森林再生の方法

カンボディアにおける森林再生の方法はどのような選択肢があるのか、中でも植林と天然更新の2つの可能性を調べる。

#### 実習地

実習地の候補となりうる情報を収集する。

## 事業ニーズ

カンボディア側(ドナーも含む)からの森林分野の事業ニーズの具体的内容はどのようなものか調査する。

カンボディアの森林再生が進むストーリーと日本の協力の役割

カンボディアで森林再生が進められるストーリーとはどのようなものが想定されるか、また日本の技術協力がどの部分で貢献できるのか考える。

## 5.2 第二回短期調査

### 5.2.1 調査の概要

#### (1) 調査実施の経緯と目的

協力の具体的な枠組みを決定するには、人的資源の育成が必要とされる分野・部署についてさらに詳細に調査をする必要がある。また、カンボディアにおいては、世界銀行等のドナーが同分野における協力を展開しており、効果的な事業を展開するためには、主なドナーとの協力の重複を避け、連携を視野に入れた協力について考慮する必要がある。第一回短期調査においては、カンボディア政府及び主なドナーに森林・林業分野における協力の方向性・連携について確認するとともに、林業行政機関等の機能・能力について分析し、人材開発・訓練ニーズの把握に努めた。

そこで、第二回短期調査においては、今までの調査結果を踏まえ、プロジェクトドキュメントの作成に必要な事項の追加調査を実施し、またこれに対するコメントをカンボディア関係者から聴取し、想定されるプロジェクトの骨格について、カンボディア側と合意形成を行う。合意形成できた内容については、協議議事録として両国間で署名を行う。また、PDM(プロジェクトデザインマトリックス)詳細、特に指標他について、関係者の意向を調査し、帰国後 PDM 案及びプロジェクトドキュメント案を作成する。

## (2) 調査団員

担当分野	氏名	現職
団長/総括	中田 博	農林水産省 林野庁 国有林部 経営企画課付 森林整備部 研究普及課 併任
訓練計画	荒井 実	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 東京分局森林整備第二部 森林整備課 課長
協力計画	野口 伸一	国際協力事業団森林・自然環境協力部 森林環境協力課 職員
計画分析	佐阪 剛	アイ・シー・ネット株式会社 コンサルティング部 シニアコンサルタント

## (3) 調査日程 (資料 10「日程表」参照)

全体日程：2001年5月13日(日)～2001年6月6日(水)

なお、各団員は調査内容に従って、以下の異なる日程で調査を実施した。

(団長・訓練計画・協力計画：2001年5月20日(日)～2001年6月2日(土))

(計画評価：2001年5月13日(日)～2001年6月6日(水))

## (4) 調査項目

第二回短期調査では以下の内容について調査及び確認を行った。

プロジェクト実施の妥当性を相手国政策、実施体制等の点から確認する

プロジェクトの枠組みを確認する

訓練計画の作成、訓練対象分野、人数を検討する

第一回短期調査の特記事項(本報告書項目5.1.3)を検討する

本フェーズの活動(計画)及び成果について協議検討する

プロジェクトドキュメント作成に必要な情報を収集し、ドキュメント案を作成する

PDM(プロジェクトデザインマトリックス)の案を作成する

プロジェクトドキュメント案、PDM案について、カンボディア側に説明、協議を行う。

## 5.2.2 調査結果

### (1) ミニッツ署名

(仮称)The Capacity Building Project for the Forestry Sector in the Kingdom of Cambodia(旧称：カンボディア森林保全計画)のR/D及びプロジェクトドキュメントに記載される事項



の骨子について、カンボディア森林野生生物局( Departement of Forestry and Wildlife, DFW ) 局長との間で合意し、2001年5月31日15:00にM/Mとして署名した(参照:「短期調査協議議事録(資料4)」)。

## (2) 今後の日程

M/Mにおいて平成13年内のプロジェクト開始を念頭に、8月にはR/D及びプロジェクトドキュメントの調整のための第三回短期調査団派遣、9~10月にはR/D署名(DFW局長、JICA事務所長)を予定している旨記載した。プロジェクトの早期開始が望まれる。

なお、3年間という比較的短期で確実に成果をあげるためにも、関連施設設計はプロジェクト開始前に進めることも一案と思慮される。

## (3) プロジェクトのアプローチ

プロジェクトは、外枠として様々な教育・訓練プログラムを実施し、森林野生生物局による総括的な枠組み企画・運営の支援を行う。JICAはその枠組みの中で、個別専門家による指導、基礎調査団及び第一回短期調査報告の分野・内容などの、「教育・訓練」を担当することで合意した。これにより、日本側としては、ドナー会合等での日本の貢献が説明しやすくなること、将来の効果的な協力のイメージの構築なども期待できる。

## (4) カンボディア側の熱意

本プロジェクトに対してDFWの熱意が見ることができ、R/D署名には農林水産省代表者の出席を予定し、訓練センター開所式にはカンボディア首相に立ち会わせたいとの発言があった。

## (5) プロジェクトのカウンターパート予算

森林野生生物局は、カウンターパート予算要求に責任を持つ意志を明確に示しており、R/Dの別添の中にTable of the Budget Itemsを添付し、この中でカンボディア側のみ金額(上限)を記載する見込みである。そのためにも、プロジェクトのタイトルは、DFW局長の意向通り、Governance Action Planの表現(Capacity Building)を使用することが望ましい。

## (6) プログラムのイメージ

プログラムのイメージは以下のようなものが考えられる。

プロジェクト (研修センター)				
(分野)	森林個別専門家関係 (森林資源の回復)	コンセッション 経営	コミュニティー フォレストリー	伐採技術
(LEAD AGENCY)	JICA	世界銀行	GTZ	ITTO
(ターゲット グループ)	DFW職員 地方職員 地元住民	DFW職員 地方職員 地元住民 コンセッションナー	DFW職員 地方職員 地元住民	DFW職員 地方職員 地元住民 コンセッションナー
(成果)	植樹普及体制の 構築 モデル地区試運転	経営ガイドライン の理解 モデル地区試運転	DFW普及能力向上 モデル地区試運転	環境に優しい伐採技術 の理解・実践
(成果の対象)	環境・貧困	環境	環境・貧困	環境

図1 プログラムのイメージ

### (7) カンボディア森林法案

関連してカンボディア森林セクターの概念を規定することになる森林法の検討が世界銀行を中心に進展している。拠出は日本政府スペシャルファンドである。この過程で森林野生生物局の担当業務や森林施業に関連した各種の概念規定が進むこととなり、今後も法案協議に参画することが必要となる。

これらの結果、以下の内容を本プロジェクトの戦略(案)として考えた。

カンボジアの大きな社会問題の中で森林関連プロジェクトが貢献しうる「a. 貧困」「b. 天然林保全」「c. 森林回復」を対象とし、実行可能な分野から着手する。

カンボジアの人材状況、今までの経緯、日本側の意向に配慮し、aからcまでの分野における「教育・訓練」プロジェクトとする。

本事業は3年間とし、自己完結するものとするが、同時に次のフェーズを想定した場合、何に力点を置くことが効果的か判断できる情報を整える。

基本的に「教育・訓練」プロジェクトではあるが、On-the-Jobトレーニング及び演習地を設定することにより、ある程度の事業性も確保する。

上記のaからcを勘案し、「教育・訓練」のコースは、a) 村落林業、b) コンセプション管理・監理、c) 保護林経営、を柱とするが、可能なものから着手する。

教育・訓練実施においての共通基礎項目として、a) 国家政策・計画、b) 熱帯林学、c) 社会経済調査、などを加える。

プロジェクトそのものは極力小規模な投資とする。人材や演習サイトもカンボジアローカル（王立農大など）や各ドナープロジェクトから極力調達する。

JICA長期専門家は、3年目に次期フェーズを想定し、施設整備も念頭に入れ、a) リーダー、b) 企画・運営・評価、c) 業務調整の3名とする。

### 5.2.3 特記事項

第二回短期調査の結果から、以下の点に注意を払う必要があると判断された。

#### プロジェクトと他ドナーとの連携

プロジェクトと他ドナーとの連携について、プロジェクトがカンボディアの森林分野全体を統括するようなイメージを持たれる可能性がある。森林野生生物局（DFW）が主体的にドナー間調整のリーダーシップを担い、JICAはその場を提供するという内容で説明を進める必要がある。

#### プロジェクトの評価

人材育成の程度を計る評価指標の設定に工夫が必要である。また、本プロジェクトは他ドナー間調整も活動の範囲としているが、ドナーが実施した結果が本プロジェクトの評価に影響するような内容とならないよう、整理が必要である。プロジェクト活動を行う際の責任の所在が不明確にならないよう、評価指標を明確にする必要がある。

## 5.3 第三回短期調査

### 5.3.1 調査の概要

#### (1) 調査実施の経緯と目的

本分野の協力に関して、基礎調査（2000年1月）、第一回短期調査（2001年1月）、第二回短期調査（2001年5月）を実施してきた。ここでは、森林分野の人材育成の必要性が重要であるとし、同協力の実施がカンボディア国の発展に寄与すると判断された。そこで、プロジェクトドキュメントの作成に必要な事項の追加調査を実施すると共に、プロジェクトの骨子についてカンボディア国関係者と協議し、議事録交換を行ってきた。

第三回短期調査においては、過去2回の短期調査の結果を踏まえて作成したPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）案及びプロジェクトドキュメント案についてカンボ

ディア側に説明を行い、これらに対するコメントをカンボディア国関係者から聴取し、帰国後 PDM（最終案）及びプロジェクトドキュメント（最終案）を作成することを目的とした。

(2) 調査団員

担当分野	氏 名	現 職
協力計画	野口 伸一	国際協力事業団森林・自然環境協力部 森林環境協力課 職員
計画分析	佐阪 剛	アイ・シー・ネット株式会社 コンサルティング部 シニアコンサルタント

(3) 調査日程（資料 10「日程表」参照）

日程：2001 年 8 月 23 日（木）～2001 年 8 月 31 日（金）

(4) 調査項目

短期調査（第三回）では、以下の内容について、調査及び確認を行った。

- (1) プロジェクトドキュメント（案）、PDM（案）について、カンボディア側に説明、協議を行う。
- (2) 想定されるプロジェクト協力の概要（PDM、活動計画、評価指標）を設定する。
- (3) PDM、プロジェクトドキュメント（最終案）を作成する（R/D 締結時に添付）。
- (4) プロジェクトに必要とされる、訓練センター兼プロジェクト事務所について、カンボディア側と協議して、コンセプトについて合意を得るとともに、施設建設にかかる手続き、カンボディア側の負担内容を確認する。
- (5) 2001 年 10 月頃に予定されている実施協議の内容について確認する

5.3.2 調査結果

(1) 施設計画（ニューノンペンのプロジェクト事務所及び訓練施設建設について）

- a) 本施設はプロジェクト事務所と研修用講義室などで構成されることで合意を得た。  
ただし、カンボディア側が強く希望する実験室及び研修生の宿泊施設については、必要と判断されれば今後の検討とする。
- b) 建物内部の基本コンポーネントは、JICA の施設案（8 月 29 日版）でほぼ合意を得た。
- c) 光熱水費の負担はカンボディア側で行うことを約束した。

(2) 敷地 (ニューブノンペン)

- a) ニューブノンペンの土地権利書のコピーを入手した。
- b) 敷地の約半分 (3ha) 程度は JICA プロジェクトで使用可能である。その部分にプロジェクトの施設を建設することが可能である。
- c) 施設建設に伴い、ブノンペン市から許可を得る必要があるが、森林野生生物局局长サインがあれば済むことであるため、使用許可については特に問題は発生しない。
- d) プロジェクトの安全性を確認するため土地の安全 (地雷、不発弾等) 調査をカンボディア側負担とすることを依頼し、基本的に了承を得た。
- e) (帰国後に得た追加情報として) ニューブノンペンの土地に建設の予定があった ITTO の施設については、完全に白紙に戻された。そのため、現在、進行中なのは JICA の施設だけである。

(3) 森林野生生物局内のプロジェクト事務所

- a) ニューブノンペンの施設が完成するまでの期間、プロジェクト事務室は森林野生生物局本館 2 階の局長室前会議室を使用する。

(4) カウンターパートについて

- a) カンボディアでプロジェクトを実施し、そのカウンターパートを配置する場合、カウンターパートに対して人件費補てんを行い、プロジェクトに抱え込んでいるケースが見られる (世界銀行、アジア開発銀行、FAO、GTZ 等)。このため、プロジェクト実施に際して、カンボディア側から人件費補てんの依頼があったが、日本側協力の原則論に基づいて、あくまでも本プロジェクトは技術的支援であることを十分に説明を行った。
- b) プロジェクトカウンターパートの人選を、実施協議までに行うことを、森林野生生物局に対して依頼した。特にニューブノンペンのプロジェクト事務所が開設された後は、カウンターパートも専門家と一緒に常駐する必要があることから、その点も考慮した人選となる予定である。また、プロジェクトマネージャーの下には、常駐できるプロジェクトマネージャー代理を配置して、チーフアドバイザーの実質的なカウンターパートとして担う必要があることを説明した。

(5) 実施協議について

- a) カンボディア側の署名は農林水産大臣を想定し、日本側の署名者はカンボディア事務所長とすることが確認された。(調査団帰国後の情報) 農林水産大臣で署名したいと、カンボディア側から回答があった。
- b) 実施協議締結は 2001 年 10 月頃に実施予定とする。

(6) プロジェクトドキュメント及び PDM について

- a) カンボディアではプロジェクトドキュメント及び PDM (プロジェクトデザインマトリックス) の改訂版を関係機関に配布して、コメントは後日、日本側に連絡する。
- b) 使用したデータの一部に古い情報があり、最新情報については、後日、カンボディア側から送付を受ける。

(7) その他

- a) プロジェクトドキュメントの日本語要約版を作成した (参照:「プロジェクトドキュメント要約 (資料9)」)。

5.4 短期調査 (施設設計)

5.4.1 調査の概要

(1) 調査実施の経緯と目的

JICA は基礎調査、短期調査 (第一、第二、第三回) の計 4 回の調査を実施し、カンボディアの森林分野における協力は、DFW 職員を中心とした人材育成が重要であると判断した。それに基づき、カンボディア側とプロジェクトの骨子について協議し、プロジェクト計画書案及びプロジェクトドキュメント案の作成を行ってきた。2001 年 10 月予定の実施協議にあたっては調査団を派遣せず、JICA カンボディア事務所長が R/D 署名を行い、プロジェクトを開始する予定である。プロジェクト名 (和文) は「カンボディア森林分野人材育成計画」とし、プロジェクトサイトはニューブノンペンとする。

本短期調査 (施設設計) においては、人材育成プロジェクトの活動を実施するために必要なプロジェクトの訓練棟と管理棟の建設について、必要事項を調査し、施設に関する入札図書 (案) 等作成を行うことを目的とする。

なお、整備が必要とされている施設 (案) は以下のとおりである。

土地: ニューブノンペン森林野生生物局所有地 (約 3ha)

建設予定施設

(a) 研修施設

ア) 講義室 (4 室) イ) 会議場 ウ) 食堂兼休憩室 エ) トイレ洗面所 等

(b) 管理施設

ア) 専門家、カウンターパート事務室 イ) 講師控え室兼作業室

ウ) スタッフ事務室 エ) 図書室 オ) 倉庫 等

(c) 付属施設 ア) 車庫

今後現地で設計、施工が可能なものとなるよう配慮する必要がある。また、カンボディアの様式を採用するなど、周辺施設との調和について配慮が必要である。

なお、本プロジェクトの協力期間は3年間を想定しており、施設についてはプロジェクト一年目に整備を行う必要があると判断される。そのため、当該国の雨季(例年5月下旬開始)までに土盛り、土台を終了させておく必要があり、2002年3月の工事着工を目指す。

#### (2) 調査団員

担当分野	氏名	現職
施設設計	増田 豊	(株)設計計画 代表取締役

#### (3) 調査日程

日程：2001年11月18日(日)～2002年1月6日(日)

#### (4) 調査項目

上記のプロジェクトの訓練施設と管理施設の建設工事の実施に必要な調査を行う。  
具体的な事項は次のとおりである。

施工予定地の図面等の情報収集、敷地内の土盛りに関する情報収集、地形等の調査を行う。

諸施設の設計計画を作成する。

設計及び事業費積算に必要な現地調査及び資料の収集を行う。

現地施工関連業者の情報収集及び施工契約関係資料の収集を行い、施工企業の選定基準を作成する。

収集した情報、資料の整理分析を行う

入札図書に必要な書類一式、設計図書(案)、仕様書(案)、事業費積算書(案)、施工契約書(案)、施工監理計画(案)を作成する。

#### 5.4.2 調査結果

地質調査、地下水調査を実施し、また JICA カンボディア事務所、森林野生生物局長、個別専門家との協議を行い、施設設計に必要な情報を収集し、入札図書(案)を作成した。

建物の設計図については、「施設図面（一部抜粋）（資料13）」を参照のこと。  
また、主な調査結果は以下のとおりである。

カンボディア国内に本施設建設能力のある業者はいくつか存在する。  
設計は現地仕様に配慮し、使用部材等は全て現地で調達が可能である。  
土盛りについては、過去の洪水時水位上昇を勘案して、公道部分より 20cm 上げる  
こととする。また、建物自体も地面より 90cm あげた高床式建物とする。  
敷地内にボーリングを行い、水源が確認できた。  
今後の日程は以下を想定する。なお、全体の工期は 5~6 ヶ月間である。

2002 年

- 2 月中～下旬：入札説明会開催
- 2 月下旬：入札
- 3 月上旬：契約
- 3 月中旬：敷地内の安全調査
- 3 月中旬：建設開始
- 5 月末まで：基礎、土台完成、中間検査
- 9 月末まで：施設完成、最終検査

#### 5.4.3 特記事項

- (1) 建設予定地の安全性の確認はカンボディア政府が責任を持って実施する。2002 年 3 月頃、カンボディア側の経費負担により、CMAC 等の地雷・不発弾の調査機関が調査を行う。
- (2) 雨季（例年 5 月開始）になる前に、土盛り、施設の土台、屋根つけまで終了させておく必要がある。

### 5.5 実施協議

#### 5.5.1 目的

日本政府はカンボディア森林分野に協力について、基礎調査と短期調査を実施した。その結果、森林分野の協力では、当該分野を担うべき政府職員の能力向上及び組織としての能力の向上が重要であると判断された。プロジェクトが取り扱う具体的な内容は、第一に森林野生生物局が森林行政の能力を向上させ、カンボディアで実施されている各ドナーのプロジェクトを効率的に調整、監督すること、第二にカンボディアの森林資源の回復、森林管理、コミュニティーフォレストリーの分野の技術の向上とする内容で、カンボディア



側と協議を行い、署名を行う。

なお、短期調査において、必要事項については概ね確認済みであるため、実施協議調査団は派遣せず、日本側はカンボディア事務所長が代表として R/D の署名を行う。併せてプロジェクト・ドキュメント等の必要事項についても概ね確認済みであるため、ミニッツの添付し、両国間で署名を行う。

なお、実施協議における、主な交渉の内容は以下であった。

- ・ マスタープラン：上位目標、プロジェクト目標、プロジェクト成果と活動
- ・ 日本側負担事項：専門家派遣、機材供与、研修員受入
- ・ カンボディア側負担事項：
  - C/P の配置、ローカルコスト負担、日本人専門家への特権・免税・便宜等、研究成果の有効活用、供与機材の免税措置と適正な維持管理
- ・ プロジェクトの実施体制
- ・ 協力期間

#### 5.5.2 協議結果

日本側とカンボディア側の協議結果は以下のとおりである。本プロジェクトの協力内容、実施体制について確認を行い、合意事項について実施協議議事録（R/D）にまとめ、プロジェクトドキュメント等の他事項についてはミニッツとして、カンボディア農林水産大臣と JICA カンボディア事務所長と 2001 年 11 月 7 日（水）に署名を実施した。

協力期間を 2001 年 12 月 16 日から 3 年間とする。

実施協議(R/D)の署名者を JICA カンボディア事務所長及びカンボディア農林水産大臣とし、カンボディア森林野生生物局長は立ち会い人とする。

他事項については、特段議論上難航した点がなかったことから、実施協議議事録(資料1)の通り署名を行った。

合意されたプロジェクトの骨格は以下のとおりである。

##### (プロジェクト目標)

カンボディア国森林野生生物局職員を中心とする人材が、(a) 森林資源の回復、(b) 森林管理及び利用および(c) コミュニティ・フォレストリーの各分野で、計画立案、実施、モニタリング・評価を行う一連の能力を向上させ、自ら実行できるようになる。

(成果および活動)

1) カンボディアの森林資源の回復や森林管理利用に必要とされる知識の修得や、能力を向上させるプログラムが、森林野生生物局によって毎年、計画され、実施され、評価される

1-1) カンボディア森林分野人材育成のための主要課題を確認する

1-2) 人材育成のための対象者を確認するとともに、その選定基準を明確にする

1-3) 訓練指導者を特定する

1-4) 人材育成のための年間計画を策定する

1-5) 年間計画を実施する

1-6) 年間計画のモニタリング・評価を行う

1-7) 次年度の年間計画に対して、評価結果をフィードバックする

1-8) 得られた教訓を将来にフィードバックする

(プロジェクトで得られた課題や教訓を相手国政府との会議の場などにおいて紹介、協議し、カンボディアの森林資源の回復等に貢献できるような情報を提供する。)

2) 森林野生生物局職員を中心とした中央・地方政府職員に対する訓練や研修を実施する

2-1) 訓練施設を整える

2-2) 年ごとに策定された訓練や研修計画を実施する

(研修コースとして、「国有林再生」、「参加型森林管理」、「普及」、「苗木生産」などを想定する。また研修参加者として、森林野生生物局職員、地方政府森林事務所関係者、地方政府行政職員、地域社会からの代表者・住民など、潜在的には450名以上の研修参加者が期待できる。)

## 附属資料



1. 実施協議議事録 (Record of Discussion)
2. 協議議事録 (Minutes of Meeting)
3. プロジェクトドキュメント和訳
4. 短期調査 (第二回) 協議議事録
5. 事業事前評価表
6. プロジェクト立ち上げ時の検討事項
7. 短期調査 (第一回) 資料 - ワークショップの結果
8. 短期調査 (第二回) 資料 - プロジェクトの戦略
9. 短期調査 (第三回) 資料 - プロジェクトドキュメント要約
10. 日程表
11. 面会者リスト
12. 収集資料リスト
13. 施設図面 (一部抜粋)
14. カンボディア植生図、森林面積

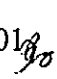
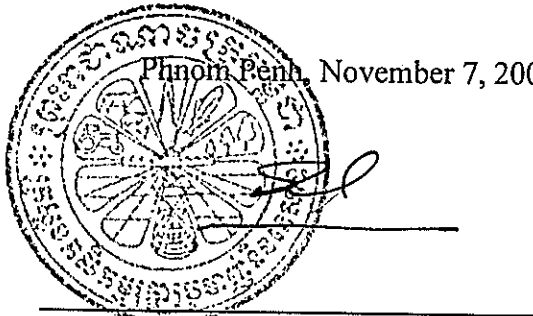
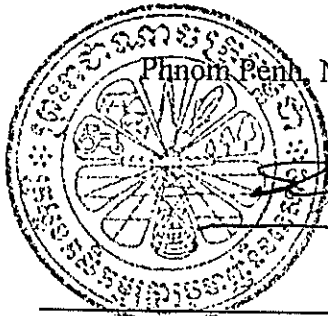
## 1. 実施協議議事録(Record of Discussion)

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND  
AUTHORITIES CONCERNED OF  
THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA  
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR  
THE CAPACITY BUILDING PROJECT FOR THE FORESTRY SECTOR

With regard to the Minutes of Meeting between the Preparatory Study Team and the Royal Government of Cambodia dated May 31, 2001, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") had a series of discussions, through the Resident Representative of JICA in the Kingdom of Cambodia, with the Cambodian authorities concerned on desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the Capacity Building Project for the Forestry Sector in the Kingdom of Cambodia.

As a result of the discussions, JICA and the Cambodian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

  
  
Norio Matsuda  
Resident Representative,  
JICA Cambodia Office,  
Japan International Cooperation  
Agency (JICA), Japan

Phnom Penh, November 7, 2001   
  
  
Chan Sarun  
Minister,  
Ministry of Agriculture, Forestry and  
Fisheries  
Kingdom of Cambodia

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Royal Government of Cambodia will implement the Capacity Building Project for the Forestry Sector (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through JICA according to the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Royal Government of Cambodia upon being delivered C.I.F. (cost, insurance and freight) to the Cambodian authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

#### 3. TRAINING OF CAMBODIAN PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive the Cambodian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

97

7

96

#### 4. SPECIAL MEASURES

To ensure the smooth implementation of the Project, the Government of Japan will take, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, special measures through JICA supplementing a portion of the local cost expenditures necessary for the execution of the physical infrastructure and middle level trainees training program.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

1. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Royal Government of Cambodia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Cambodian nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Kingdom of Cambodia.
3. The Royal Government of Cambodia will grant in the Kingdom of Cambodia privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families, which are no less favorable than those accorded to experts of third countries working in the Kingdom of Cambodia under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
4. The Royal Government of Cambodia will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

*Handwritten mark*

*Handwritten mark*

*Handwritten mark*

5. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Cambodian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Services of the Cambodian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to meet:
  - (1) Expenses necessary for transportation within the Kingdom of Cambodia of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the Kingdom of Cambodia on the Equipment referred to in II-2 above; and
  - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

7

Ph.

95



#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director General of Department of Forestry and Wildlife, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Deputy Director of Department of Forestry and Wildlife, as the Project Manager assigned by the Project Director, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VI.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Cambodian authorities concerned, at the middle and during the last six (6) months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

7

91.

95

The Royal Government of Cambodia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Kingdom of Cambodia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Kingdom of Cambodia.

#### IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three (3) years from December 16, 2001.

*M.*

*7*

*Bo*

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX V	LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VI	JOINT COORDINATING COMMITTEE

7

95

91.

## ANNEX I MASTER PLAN

### 1 Overall Goal

The upgraded capacity of the target groups will promote good practices in the forestry sector in the Kingdom of Cambodia.

### 2 Project Purpose

The capacity of the identified target groups, with the DFW Staff as the principal target group, will be upgraded of planning, implementation, and monitoring and evaluation for laws, legislation, policy, plans and projects in the following priority areas of forestry sector.

The possible priority areas are as follows,

- 1) Restoration of Forest Resources;
- 2) Forest Management and Utilization;
- 3) Community Forestry.

### 3 Project Outputs

- (1) Overall capacity-building programs will be planned, implemented, monitored, evaluated and feed-backed to the next programmes by DFW on an annual basis.
- (2) The identified target groups will be trained.

### 4 Activities

- (1) Organization of capacity building programmes
  - 1-1) Identification of the key items of agenda for capacity building
  - 1-2) Identification of the target groups and its selection procedure
  - 1-3) Identification of the trainer resources
  - 1-4) Determination of the annual programmes
  - 1-5) Execution of the annual programmes
  - 1-6) Monitoring and evaluation of the annual programmes
  - 1-7) Recommendations for reflecting the results of programmes on subsequent annual programmes
  - 1-8) Recommendations for the future opportunities

A.

7

96

(2) Target group training activities

2-1) Preparation of training facilities

2-2) Execution of the annual training programmes

\* In case in which the Master Plan should be changed due to the situation of the Project, both Governments will agree to and confirm the changes by exchanging Minutes of Meeting.

A.

7

96

## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

### 1. Long-term experts

- (1) Chief Advisor
- (2) Training Officer
- (3) Coordinator

Note: One expert may serve in more than one field.

### 2. Short-term experts

Short-term experts will be dispatched when the necessity arises for the smooth implementation of the Project.

91.

7

90

### ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment, machinery and materials necessary for the activities mentioned in Annex I-4

2. Vehicle(s) and their spare parts.

3. Other equipment, machinery, materials and spare parts to be mutually agreed upon.

*M.*

*7*

*96*

ANNEX IV

LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director

The Director General, Department of Forestry and Wildlife (DFW), Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF)

2. Project Manager

The Deputy Director, DFW, MAFF

3. Deputy Project Manager

The Deputy Chief,

Planning, Statistics and Accounting Office, DFW, MAFF

4. Counterpart personnel

Project personnel and competent liaison officers from relevant Offices of DFW and Provinces in the fields of:

(1) Coordinator

(2) Training

(3) Other related fields necessary for the Project upon, which both sides agree

5. Administrative and Clerical Personnel

(1) Clerical(s) and service employee(s)

(2) Drivers

6. Other personnel mutually agreed on as necessary

*M.*

*Z*

*Pro*



## ANNEX V LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

### 1. Land

- (1) Land for the Project office, the Training Center and related facilities in New Phnom Penh
- (2) The sites for the training in the field outside Phnom Penh area

### 2. Buildings and rooms, facilities, equipment and materials

- (1) Project Office and Training Center
- (2) A liaison office within DFW headquarters
- (3) Services such as water supply, electricity and telephone lines for the relevant training facilities in New Phnom Penh for the Project Office and Training Center
- (4) A Project office until the inauguration of the Training Center in New Phnom Penh

*M.*

*7*

*9.6*

## ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE

The Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") is to be responsible for important decisions related to the Project. The primary functions of the Committee are (1) to monitor and evaluate progress of the Project; and (2) to adopt the annual programmes and reports of the Project.

The Committee will be composed of the Chair, the Members and the Observers. The Chair is able to declare closed sessions against the Observers. The rules and guidelines for the management of the Committee will be determined in the course of the Project.

The initial members will be:

Chair: Director General, Department of Forestry and Wildlife (DFW)

Members: (Cambodia)

- Project Director
- Project Manager
- Representatives from relevant Offices of DFW
- Representatives from Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
- Representatives from other relevant authorities of Royal Government of Cambodia including Council for Development of Cambodia
- Representatives from relevant Provincial authorities

(Japan)

- Chief Advisor
- Coordinator
- Project Experts appointed by the Chief Advisor
- Resident Representative of JICA Cambodian Office
- Concerned personnel to be dispatched by JICA, if necessary

Note: Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee meeting as observer(s). The Chair can request the attendance of official(s) of necessary.

7

M.

26